

(様式1)

令和4年度(2022年度)横須賀市立ろう学校中学部 部活動に係る活動方針

担当 小松 彩香

第1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、本校中学部・高等部全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

第2 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

- ア 関東聾学校体育連盟が開催する大会に出場できるように、陸上競技、野球、卓球、バレーボールの中から部を設置する。
- イ 生徒の状況に応じて、アの4競技以外に、その生徒が活動できる運動部や文化部を中学部・高等部で検討し、教育活動に支障を来さない範囲で一時的に設置する。
- ウ 生徒数、教員の指導希望により、部の設置、維持、募集停止を柔軟に対応する。

(2) 指導体制

- ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、本校中学部・高等部全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底

○体罰やハラスメントの根絶の徹底

- (2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は、週当たりの活動時間が平日放課後や週休日等の活動時間と合わせて16時間を超えない範囲の中で、生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。また、週休日に活動した場合の翌月月曜日は実施しないこととする。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加について

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取り組みを推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

保護者の皆様



強く 正しく 朗らかに

横須賀市立ろう学校
校長 村野 茂

令和4年度（2022年度）横須賀市立ろう学校 部活動年間活動計画

1 活動目標

- (1) 生徒の多様な学びの一環として、心身の成長の一助を担う活動を行う。
 (2) 生徒の自主性・自発性が発揮される活動を行う。

2 指導体制

今年度設置する部とそれぞれの指導体制は次のとおりとする。（○印は主顧問）

部活動名	卓球部（休部）	陸上競技部	文化部
顧問	○松尾禎昭 宮前こずえ	○小松彩香、鈴木紀子、天野雄心 増田圭子、松永晶子	○富山馨太 大伴博昭
技術指導者（市派遣）	なし	鈴木 譲	なし
他の外部指導者	なし	なし	なし

3 年間活動計画

月	主な学校行事	対外的行事（○は今年度参加の大会等）	部活動に係る計画
4	始業式・入学式	○中総合開会式・各種目競技	活動方針・指導計画提案 部活動オリエンテーション
5		○関東聾学校中学部陸上競技大会	
6	前期中間試験	○関東聾学校陸上競技大会	壮行会 夏季休業中の活動計画作成
7		関東聾学校バレーボール大会	
8		関東聾学校野球大会 関東聾学校卓球大会	
9	前期期末試験	関東聾学校中学部野球大会	
10	※ふれあい運動会	全国聾学校陸上競技大会 関東聾学校中学部バレーボール大会	壮行会（全国出場の場合）
11	※かしわ祭 後期中間試験	関東聾学校中学部卓球大会 全国聾学校卓球大会／高等部	冬季休業中の活動計画作成
12			
1			新年度の方針策定
2	学年末試験		春季休業中の活動計画作成 収支報告
3	卒業式・修了式		新年度の活動計画作成

※ふれあい運動会とかしわ祭（今年度）は隔年。

4 部活動に係る経費

- (1) 活動に必要な物品の購入について学部会で諮り、購入費を生徒会予算から支出する。生徒会会計担当は、年度末、校長に収支報告をする。
- (2) 各部に所属する生徒の保護者から部活動費を徴収する場合は、事前に管理職の了承を得た上で、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。また、保護者から徴収した場合は、保護者宛に収支報告をする。
- (3) 大会参加等に必要な経費（交通費、ユニフォーム・衣装代、飲食費等）は、保護者による支出（徴収）とする。

5 規約

- (1) 次頁に示すものを「横須賀市立ろう学校中高等部部活動に関する規約」とし、これに基づいてすべての部において共通の活動を行う。
- (2) 本規約は、生徒会、保護者説明会等を通じて、毎年度生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。
- (3) 生徒の実態に即したものとなるよう、規約の内容について毎年度顧問間で協議する。

6 その他

- (1) 参加を予定している各大会の詳細については、別途お知らせ致します。

（ 問い合わせ先 担当 小松 彩香 ）
電話 834-1172

